

可決すべき

総務
常任委員会

委員長 秋永 安次

●議第53号 高島市辺地総合整備計画の変更につき議決を求めることについて

畑辺地にかかる総合整備計画について、林道鶉川村井線に横断溝を設置する工事を追加するもの。

質疑では、委員からの「辺地総合整備計画の変更にかかる事務手続と予算の計上について」との発言に対し、執行部からは「横断溝設置工事費の予算については、平成30年度当初予算で計上しており、有効な財源として辺地債を充当するにあたり、滋賀県と協議した後に辺地総合整備計画の変更をする手続きとなっている」旨の回答がありました。

採決の結果、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

●議第57号 高島市地域経済率引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例案

地域経済率引事業の促進による地域の成長発展基盤強化に関する法律に基づき策定した基本計画での事業のために、施設等を取得した場合において、固定資産税の免除を行うもの。

質疑では、委員からの「市内で対象となる事業の分野はどのようなものがあるか」との発言に対し、執行部からは「対象は製造業や自然を生かした観光業、スポーツ分野等で、幅広い分野が対象となる」旨の回答がありました。採決の結果、全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

このほか、2議案について審査を行い、採決の結果、いずれも全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

可決すべき

産業建設
常任委員会

委員長 大槻 ゆり子

●議第55号 高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

新しいごみ処理施設の整備に際し、市民や外部有識者から広く意見をとり入れ、総合的な観点から調査審議を行うための附属機関として『高島市ごみ処理施設建設検討委員会』を新たに設置するに伴い、条例の改正を行うもの。

委員からは、「検討委員会の委員構成のうち『専門的知識を有する者』とあるが、具体的には、どういう方を予定しているのか」との質疑がありました。これに対し、執行部からは「全国的な組織

である公益社団法人全国都市清掃会議および一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会から委員をお願いする予定」との答弁がありました。

採決の結果、全員賛成で原案のとおり「可決すべきもの」と決定しました。

このほか、2議案について審査を行いました。

●議第61号 高島市宮中山間営農飲雑用水施設整備事業分担金徴収条例および高島市県営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例案

当該事業が既に完了しており、今後も事業実施の計画がないことから、条例を廃止するもの。

●議第62号 高島市農業用施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

今津酒波多目的集会所を地元区へ譲与することを前提として、農業用施設としての用途を廃止す



今津酒波多目的集会施設

るもの。

いずれの案件も質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり「可決すべきもの」と決定しました。

文教福祉 常任委員会

委員長 福井 節子

可決
すべき

●議第58号 高島市介護保険条例の一部を改正する条例案

介護保険法施行令が改正されたことに伴い、適用条項が改正後の施行令と条項ずれとなることから、所要の改正を行うもの。

●議第59号 高島市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大とともに、学校の教諭となる資格を有する者の放課後児童支援員の基礎資

格としての取り扱いを明確にするため、所要の改正を行うもの。

委員からは「学童保育所の運営に支援員の資格を有する者だけでなく、ボランティアとして元気な高齢者に活躍していただいてはどうか」との意見がありました。

●議第60号 高島市新旭健康づくりセンターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

国では、障がい児支援の提供体制の整備として、平成32年度末までに各市町村に児童発達支援センターを1か所設置することが基本として示されたところであり、市では行財政改革を推進していることから、既存施設を有効活用し、新旭健康づくりセンター「いきいき元気館」を廃止し、子育て支援の拡充を目的とした児童発達支援センターに用途変更するため、平成30年度末をもって条例を廃止するもの。

一方、長年市民に利用されてきた新旭健康づくりセンター「いき

いき元気館」の現状と課題について追加資料で説明を受けました。

質疑では「同種のトレーニンングができる施設があるのか」との質問に対し、執行部からは「今年度から介護予防普及啓発事業として、今津・高島B&Gに委託し、プールや器具を使ったトレーニンングをしていただいております。市内のスポーツ施設を活用して高齢者の健康づくりを支援していく」旨の答弁があったところです。

また、委員からは「少ない利用者でも、近くて便利だったがなくなるのは寂しいとの声があり、丁寧な周知をしていただきたい」「高齢者を中心とする健康づくりに引き続き取り組まれ、介護サービスの利用につながるよう、事業や政策で利用者に配慮いただきたい」との意見がありました。

以上の3議案について審査を行い、採決の結果いずれも全員賛成で「可決すべきもの」と決定しました。

可決
すべき

予算 常任委員会

委員長 万木 豊

一般会計補正予算

主な事業

●発達支援施設整備事業

1555万円

新旭健康づくりセンター「いきいき元気館」を児童発達支援センターに転用するための改修設計業務を委託するもの。



●畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

2572万円

畜産農家の施設整備に対し間接補助するもの(国費)。



新旭健康づくりセンター「いきいき元気館」



肥育牛舎

●中学校管理一般事業

1825万円

今津中学校の校舎と体育館をつなぐ渡り廊下の耐震補強工事にかかるもの。



今津中学校渡り廊下

●社会体育施設維持補修事業

1946万円

今津総合運動公園と健康の森梅ノ子運動公園にかかる安全の確保や適正な管理のための改修をするもの。



健康の森梅ノ子運動公園



今津総合運動公園

このほか1議案について審査を行い、採決の結果、付託を受けた2議案はいずれも「可決すべきもの」と決定しました。

高島市には、陸上自衛隊今津駐屯地および隣接する饗庭野演習場ならびに航空自衛隊饗庭野分屯基地があり、明治19年に饗庭野が旧陸軍の演習場として使用に供されて以来、実に130年余の長きにわたり自衛隊と共存しながら、まちづくりを行っております。

また、当市は地域に貢献する自衛隊に深い理解を示し、今津駐屯地ならびに饗庭野分屯基地のそれぞれに地元協力会を設置し、各種行事を通じて、自衛隊と密接なつながりを築き、現在に至っております。

こうした中、平成25年12月に決定された「防衛大綱」では、戦車および火砲の削減が示されており、また「中期防衛力整備計画」では、特に戦車は北海道と九州以外の部隊を廃止するとされていることから、第3戦車大隊と第10戦車大隊が部隊の中心である今津駐屯地において、部隊の大幅な削減・廃止が予想される場所です。

当市においては、部隊の削減・廃止などに伴う駐屯地の隊員減少は、地域経済の低迷やこれまで共に築いてきたまちづくりの基本が崩れ、本市の公益を損ない、地域コミュニティの維持・活性化に大きな影響を与えることとなります。

よって、国におかれては、本市の実情をご賢察いただき、地域と不可分の関係があり、隣接する良好な演習場など訓練環境に恵まれた今津駐屯地および周辺施設等の継続的な活用ならびに災害発生時の対応など地域の安全安心確保の面から、今回見直される「防衛大綱」および「中期防衛力整備計画」において、適切な部隊の配置など最大限の配慮を図られるよう強く要望いたします。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣あてに意見書を提出しました。

陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書を可決